

岡山市・瀬戸内市インフルエンサーを活用した情報発信事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和8年5月14日

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会
委員長 的場栄子

1 目的

岡山市・瀬戸内市インフルエンサーを活用した情報発信事業を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1)委託名 岡山市・瀬戸内市インフルエンサーを活用した情報発信事業業務委託
- (2)業務内容 別添仕様書(案)参照のこと。
- (3)委託期間 契約日から令和9年2月26日(金)まで
- (4)概算予算額 総額 1,950,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5)支払条件 完了後払い
- (6)契約保証 契約金額の100分の10以上の額
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付②銀行等の金融機関の保証③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2)企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載され「役務」部門の業種「観光、旅行」又は「イベント」に登録があること。登録されていない場合は、企画競争参加申請書の提出時に、別紙のとおり有資格者名簿の登載に必要な書類を提出すること。
- (3)企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止または指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日～令和8年6月4日(木)正午まで
仕様書(案)等に関する質問受付	令和8年5月20日(水)正午まで
仕様書(案)等に関する質問回答	令和8年5月22日(金)15時

企画提案書等の提出	令和8年5月22日(金)～ 令和8年6月4日(木)正午まで(必着)
ヒアリングの実施	実施しません。
審査結果の通知	別途、通知します。

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページからダウンロードすること。

事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1)受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市・瀬戸内市インフルエンサーを活用した情報発信事業業務委託」とし、「岡山市・瀬戸内市インフルエンサーを活用した情報発信事業業務委託企画競争」に係る質問書(様式3)に質問事項を記載し、岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会事務局(以下「事務局」という。)(岡山市プロモーション・MICE推進課内)へ提出すること。なお、送信後、電話(岡山市プロモーション・MICE推進課 086-803-1333)により、着信の確認を行うこと。

電子メール:promotion@city.okayama.jp

(2)回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1)提出方法

事務局(岡山市プロモーション・MICE推進課内)宛に、「岡山市・瀬戸内市インフルエンサーを活用した情報発信事業業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留若しくは簡易書留により郵送又は持参すること。

(2)提出書類

ア 企画競争参加申請書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

(ア)原則としてA4版仕様とし、縦置き・横書き・左綴じの両面印刷とすること。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(イ)企画提案書は、表紙を除き20ページ以内とし、ページ番号をつけること。

(ウ)作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えないが、ページ数に含むこととする。

(エ)仕様書(案)を熟読するとともに、企画提案書(様式2)を確認して、仕様書(案)に定める

各内容について、以下に掲げる項目に関して文章または図表等で提案すること。

a 本事業の取組方針

b 業務実績

令和3年度以降にインフルエンサーを活用した情報発信事業を受託し、履行が完了している業務実績

※実績については、4件以内で記載すること。

※業務実績は国又は地方公共団体、地方公共団体を構成員としている協議会、観光協会や観光地域づくり法人(DMO)から受託したものに限る。

c 提案内容

(a)業務内容

- ・招請するインフルエンサーの提案
- ・インフルエンサー招請ツアーの企画提案
- ・インフルエンサーによる情報発信方法の提案
- ・独自提案

(b)業務実施計画

(c)業務実施体制

ウ 経費の積算表(任意様式)

記載金額にあたっては、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税を含む)を別々に記入し、全体の合計金額を明記すること。なお、経費については、項目、内訳、金額を記載すること。

(3)提出部数

ア 社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)

イ 社名、代表者印のないもの11部(副本)

※企画競争参加申請書(様式1)は正本1部のみの提出で可。

※副本には、提出するすべての書類において、社名や代表者名がわかるような表記はしないこと。

(4)注意事項

ア 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記入すること。

イ 仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。

ウ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。

エ 提案書の提出後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

(1)審査体制

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)の構成員で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2)審査方法

- ア 実行委員会は、提出書類により審査項目について審査を行う。
- イ 実行委員会は、評価基準をもとに 100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。
- ウ 委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、業務内容の項目の審査点が上位の者を最適な提案者として特定します。審査した結果、得点が60点を下回る提案については、最適な提案者として特定しません。

(3) ヒアリングの実施

ヒアリングは実施しません。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に実行委員会の構成員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

オ 提出書類の審査の結果、得点が60点未満の場合

カ 見積額が概算予算額を超過している場合

キ その他実行委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

実行委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法に準じて契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

10 その他留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。

(3) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却する。返却希望の有無について、企画競争参加申請書(様式1)に記載すること。

(4) 企画競争参加申請書提出後に辞退する場合は、令和8年6月4日(木)正午までに書面(任意様式)を事務局(岡山市プロモーション・MICE推進課内)に持参又は郵送により提出すること。

- と。郵送の場合も令和8年6月4日(木)正午必着とする。
- (5)提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
 - (6)提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に準じて開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
 - (7)この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではない。
 - (8)この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
 - (9)その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に準じて実行委員会が行う。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会事務局
(岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課内)
担当:妹尾・池田
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話:(086)803-1333
FAX:(086)803-1871
電子メール:promotion@city.okayama.jp